

勤と不當解雇に對しては我々は斷平として斗はなすべからず。
 親愛なる労働者無産市民諸君
 たつた十四日分は多りの解雇手當で何時になつたか職にありつけないものがある。他に並み
 我々は工場橋本史次の利益のために去るの家族を以て餓え死するものがある。他に並み
 ない。我々は生活権擁護のため横暴なる工場橋本史次と最後まで闘ふことを
 誓ふ。

一九三〇。四

橋本鑄造所第二工場争議団

勞務第一一〇一號

昭和五年四月十日

警視總監 丸山鶴吉

5. 4. 16
 142

内務大臣安達謙藏殿
 社會局長官殿

北海道京都大阪神奈川兵庫
 愛知靜岡福岡各廳府縣長官殿

橋本鑄造所勞働争議ニ關スル件 (第四報 解決)

要旨 争議団主眼者ヲ檢査解決ニ専念セザルニヨリ他ノ團員ハ工場主ト交渉

スルコトヲ甲令々四月七日會見交渉ニ覺著交換円満解決ニシテ

AA